

## 夢洲 IR カジノ誘致に関する「仮説」

市役所で作業していて、「大阪市長会見全文」9月27日に注目すべき横山市長の回答を見つけた。

「本年4月に区域認定していただいてから、事業者側と協議してきて、一定地盤の方向性もめどがついて」、実施協定の申請が行われ、国から迅速に認可を得た。これまでレポートしてきたが、4月に大阪 IR カジノ「区域整備計画」が条件付きで認可されたが、9月まで実施協定の申請が先延ばしされてきた。なぜなのか。

横山市長は事業者との協議で「地盤の方向性もめどがついて」、実施協定の申請に至ったと、正直に述べている。地盤の方向性とは、地盤沈下対策の負担問題などについて、大阪市と事業者との間で、事業者にも有利になるような方向性（大阪市が負担に応じる）を確認したことでないだろうか。

9月28日に大阪府と大阪 IR 株式会社は、「実施協定」を締結した。大阪市との間で、事業用定期借地権設定契約も締結され、これで正式に夢洲 IR カジノ計画が動き出すことになった。だが実施協定を精査して、この間の動きを考えると、先の「地盤の方向性もめどがついて」という市長発言の意味が明らかになってくる。まだ「仮説」であるが、とりあえず夢洲の地盤に関わる問題を指摘していこう。

大阪府と事業者で正式に締結された実施協定から。「事業実施を最終判断できる状況ではない」という事業者の要求を受けて、2026年9月末まで解除権が3年間延長され、事業者が違約金を払わず事業から撤退できることになった。なぜ3年延長なのか。

一方で、夢洲での IR 工事は2024年度から準備工事、25年度から本格工事が予定される。24年は万博の本格工事、25年春から万博開催と重なる。IR 工事は円滑に実施できるのか。この準備工事前には、事業前提条件を満たし、解除権が失効して、大阪府から事業者へ土地引渡しが行われるのか。

夢洲の地盤問題と土地対策が、解除権3年延長と関わっているのではなか。大阪府が788億円を「上限」として負担する土地課題対策費に、地盤沈下対策は含まれていない。今回追加された特定地中埋設物撤去は、「通常想定し得ない地中埋設物の存在が判明し、本件土地の外見から通常予測され得る地盤の整備・改良の程度を超える除去工事等が必要と見込まれる場合、一定条件の下、市がその費用を負担」とされている（事業用定期借地権設定契約書第13条の6）。

実施協定には、IR 用地の拡張整備も新たに明記され、試算では257億円が土地課題対策費用の債務負担行為に追加される。その一方で、IR 用地の液状化対策費用が見直され、当初の410億円から255億円へと、155億円圧縮されることになった。液状化対策費用の圧縮は、地盤沈下対策や特定地中埋設物撤去と関係しているのだろうか。

(2023年10月20日)